

国際標準フォーマットに合わせた出願様式の変更について

1. PCT 出願と国内出願の様式の相違

(1) PCT の出願様式

特許協力条約 (PCT) 第 3 条では、「国際出願は、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約を含むものとする。」と定められており、「明細書」と「請求の範囲」が別々のものと整理されている。

(2) 日本のお出願様式

我が国においては、従来、特許請求の範囲は明細書の一項目として記載することとなっていた。平成 6 年の特許法改正時に、国内出願の明細書の記載要件を国際的に整合のとれたものになるよう改正を行ったが、国内出願の出願様式については、従来通り、「特許請求の範囲」を「明細書」の一部とする様式を維持した。これは、特許庁の電子出願システムの大幅な変更が必要とされるため、将来のシステム変更に合わせて変更すべきという判断をしたためである。

(3) 相違に伴う影響

PCT における出願と日本の特許法に基づく出願の様式が異なるため、ユーザにとっては出願に併せて 2 つの様式を使い分ける必要があり、これが負担になっているとの指摘がある。

2. 様式統一の要請

(1) 国際出願の電子化

1997 年 10 月に開催された第 24 回特許協力条約同盟総会において、電子出願手続に関する規定である PCT 第 89 規則の二が設けられた。同規則では、PCT 国際出願を電子形式又は電子的手段により行うことができると規定されている。その後、およそ 2 年間にわたり、世界知的所有権機関 (WIPO) において、電子出願に関する技術的な事項 (電子出願の電子的フォーマット等) について検討がされてきた。

この検討を踏まえ、WIPO においては、平成 15 年 3 月から WIPO 国際事務局での電子出願の受付を開始する予定である。ここで採用される電子出願フォーマットは、今後、三極 (日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁) で同様なものを採用するものと合意され、これが電子出願の共通な技術標準になると予想される。

この電子出願フォーマットは、現在の PCT の出願と同様、「明細書」と「請求の範囲」は分離した出願様式が用いられている。

(2) 外国の状況

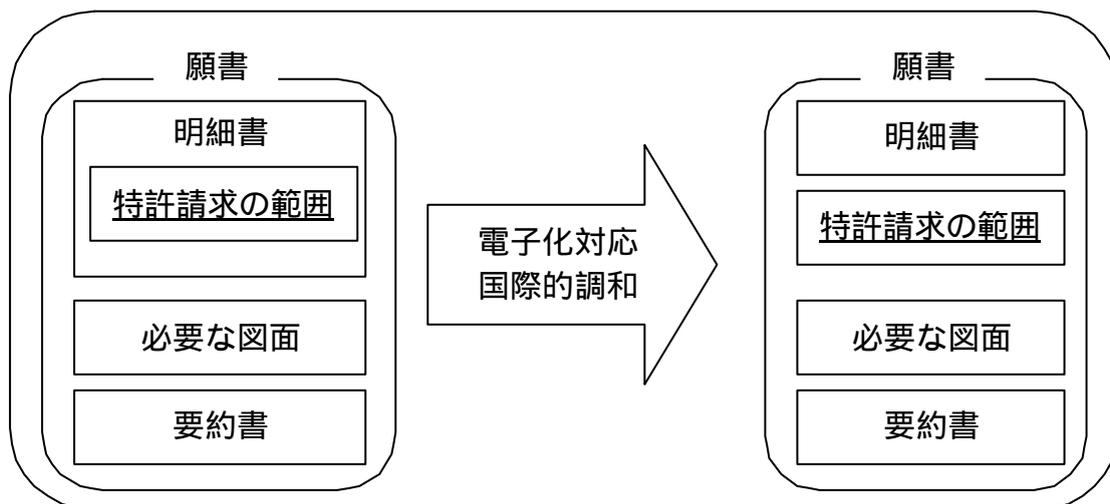
欧州特許条約、ドイツ特許法、現在検討中の実体特許法条約においては、PCTと同様、「請求の範囲」と「明細書」とは別の書面として提出されることとなっている。一方、米国特許法においては、請求の範囲は明細書の一部とされている。(参考資料)

(3) PCTの出願様式への統一の要請

WIPOにおける電子出願の受付に併せて、我が国特許庁においても平成16年1月に電子国際出願受付を開始する予定となっている。

これと歩調を合わせ、我が国においても、三極共通となるPCT電子フォーマットを採用し、電子化を通じた出願様式の国際的な標準化を行うべく、電子出願システムの抜本的な変更を検討している。これが実現すると、電子情報の国際間交換がより容易となり、また、電子出願と特許公報のフォーマットを同一にすることにより、公報発行もより効率的に行うことが可能となる。

この時期に併せ、国内出願の出願様式もPCTに定める出願様式と整合させ、「特許請求の範囲」を「明細書」から独立した書類にするという出願様式の変更を行う。実施時期については、電子出願システムの整備期間を踏まえ、平成15年7月頃とする。



参照条文

特許法

第三十六条 特許出願

- 2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- 3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 発明の名称
 - 二 図面の簡単な説明
 - 三 発明の詳細な説明
 - 四 特許請求の範囲

特許協力条約

第三条 国際出願

- (1) 締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすることができる。
- (2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところにより、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約を含むものとする。

国際出願法

第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は経済産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 2 略
- 3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

実体特許法条約

第3条 出願の内容

[B案]

出願には、以下の事項を記載するものとする。

- (i) 特許法条約に定められた願書
- (ii) 明細書
- (iii) 一ないし複数のクレーム
- (iv) 必要な場合、一ないし複数の図面、及び、
- (v) 要約

欧州特許条約

第78条(欧州特許出願の要件)

- (1) 欧州特許出願は次のものを含む
 - (a) 欧州特許の付与を求める願書
 - (b) 明細書
 - (c) 1又は2以上の請求の範囲
 - (d) 明細書又は請求の範囲で言及されている図面
 - (e) 要約

アメリカ特許法施行規則

§ 1.77 (出願の各要素の配列)

- (a) 発明の名称 以下略
- (b)(c) 略
- (d) 発明の概要
- (e) 複数の図面があるときには、図面の簡単な説明
- (f) 発明の詳細な説明
- (g) クレーム
- (h) 開示の要約
- (i) 署名付宣誓書又は宣言書
- (j) 図面

ドイツ特許法

第 34 条

(3) 出願は以下を含まなければならない。

- 1. 出願人の氏名
- 2. 発明を簡潔にかつ正確に表示した特許付与を求める願書
- 3. 保護が求められている事項が明記されている 1 又は 2 以上の請求の範囲
- 4. 発明の詳細な説明
- 5. 請求の範囲又は発明の詳細な説明に係る図面

特許協力条約規則第 89 の二

89 の 2.1 国際出願

- (a) 国際出願は、(b)から(e)までの規定に従うことを条件として、実施細則に定めるところにより、電子形式又は電子的手段によって行われ及び処理することができる。
ただし、いずれの受理官庁も紙形式によって国際出願を認めるものとする。
- (b) この規則は、実施細則の特別な規定に基づいて電子形式又は電子的手段によって行われる国際出願について準用される。
- (c) 実施細則は、全部又は一部について電子形式又は電子的手段により行われる国際出願及びその 処理に関連のある事項について規定する。

以下略